

A - 審

令和2年2月17日判決言渡し・同日判決原本領收 裁判所書記官 冬木謙

平成30年(ワ)第355号慰謝料請求事件

口頭弁論終結の日 令和元年12月25日

判 決

A

群馬県利根郡みなかみ町上牧3158-1

原 告 今 井 豊

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

被 告 東 京 都

同 代 表 者 知 事 小 池 百 合 都 子

同 指 定 代 理 人 中 嶋 康 晴 二 人

高 橋 賢 隼 駿

瀬 川 集

畠 田 駿

主 文

1 原告の請求をいずれも棄却する。

2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、原告に対し、10万円を支払え。

第2 事案の概要

1 事案の要旨

本件は、原告が、被告警察に所属する警察職員がその職務を行うについて故意少なくとも過失によって違法に原告に損害を加えた等と主張して、被告に対し、上記損害の一部である10万円の支払を求める事案である。

2 当事者の主張

(原告の主張)

(1) 被告警察に所属する警察職員に関する事実経過は、次のとおりである。

(なお、原告は、「男なら女からのSEX要求に応えるのが当然だ」という慣習上の偏見に基づき、これに応えなかった原告に対し、一貫して差別及び迫害を続け、国家機関を含む公的機関の職権を濫用して脅迫及び隠ぺいを続ける存在を「包囲網」と主張するものと解される。)

ア 原告は、平成21年1月19日午前、2009年1月18日付け被害届（以下「本件被害届」という。）を東京都練馬区豊玉北6-4-2所在の練馬郵便局から同都千代田区霞が関二丁目1番1号所在の警視庁本部・警視総監宛に書留郵便物として差し出し、これは、平成21年1月20日、配達された。

イ 警視庁の警察職員は、本件被害届の回答期限である平成21年2月20日までに回答をせず、本件被害届を無視した。

ウ 警視庁の警察職員は、本件被害届の回答期限である平成21年2月20日午前6時20分頃、さいたま市中央区桜丘二丁目の国道17号の交差点付近の歩道上において、原告の叔母太田まり子をひき逃げ事故に偽装して殺害し、原告に対し、生命への無言の脅迫をした。

エ 原告は、警視庁・本部に電話をし、本件被害届は東村山警察署に転送済みであり、担当はサワダであると言われたことから、サワダに電話をして面会の予約をした上で、平成21年3月3日午後、東京都東村山市本町一丁目1番地3所在の東村山警察署において、サワダと面会し、消息不明の本件被害届の内容を説明し直し、包囲網の摘発と叔母の脅迫殺人の真相究明を要請した。サワダは、上記予約の際は「被害届の内容がわからないので未着手です。一度説明に来てください。」と言っていたが、原告が同署に行った際は「私が担当だと言われたことは心外です。その被害届の消息や内容も知りません。」と言い、原告は、極めて無礼な対応をされた。サワダは、現地の警察に連絡してみると言ったが、その後、包囲網の摘発と

叔母の脅迫殺人の真相究明の要請を無視した。

オ 原告は、平成21年2月25日頃、警察庁、人権相談所、朝日新聞社、読売新聞社、新潮社、春秋社等に対し、告発メールを送信したが、全て無視された。

カ 埼玉県警察浦和西警察署は、平成21年3月13日、叔母のひき逃げ犯人として伊勢崎友信を逮捕した。

キ 原告は、平成21年3月頃、簡易書留郵便物により、被告公安委員会に苦情の申出をしたが、同委員会は、その後、これを無視した。

ク 原告は、平成28年6月6日、捜査要求の旨の内容証明郵便物を前橋市城東町1-6-5所在の前橋中央郵便局から東京都千代田区霞が関二丁目1番1号所在の警視庁本部・警視総監宛に郵送したが、警視庁の警察職員は、その後、これを無視した。

ケ 原告は、平成29年10月2日午後1時49分、自宅から警視庁本部に電話をし、監察室に取り次ぐよう指定したが、広報課の広聴担当サトウに取り次がれた。原告は、サトウに対し、叔母の死亡の事件性を訴え、内部牽制を求めたが、サトウは、これを無視し、また、監察室には取り次ぐ窓口がないと虚言を述べた。原告が、サトウに対し、平成21年3月3日にサワダと面会した事実を東村山警察署が全面否認していることを説明し、全面否認の犯罪性を訴えても、「犯罪にはならない。ではどんな犯罪になるのか。」と答え、原告が法的に説明しても無視した。

コ 原告は、平成29年10月3日午前10時33分、警視庁本部に電話をし、人事二課のニシカタに対し、叔母の死亡の事件性を訴え、内部牽制を求め、また、経緯を説明した上で、サワダと連絡を取りたいので調べてほしいと要請し、その調査結果にかかわらず、同月中に必ず原告に報告することを要請し、ニシカタは、これに応諾した。しかし、ニシカタは、その後、この約束を無視した。

(2) 上記(1)の被告警察の警察職員らの行為は、包囲網としての行動であり、以下のとおり原告に対する不法行為に当たるから、原告は、被告に対し、①日本国憲法17条及び国家賠償法1項1項、②同法4条による公務員に対する民法の規定の類推適用、③民法709条、710条及び715条の公務員に対する類推適用に基づき、慰謝料10万円の支払を求める（選択的請求）。

ア 上記(1)ア及びイは、別紙記載（同別紙中の「2009.1.18付被害届」は本件被害届を指す。）第2の1（第2の1中「3頁」、「5頁」及び「冒頭頁」はそれぞれ本件被害届の該当ページを指す。）のとおり、原告に対する不法行為であり、これによる原告の恐怖及び屈辱を慰謝するには、1500万円を要する。本件訴えにおいては、その一部2万円の支払を求める。

イ 上記(1)ウは、別紙記載第2の2のとおり、原告に対する不法行為であり、これによる原告の恐怖及び屈辱を慰謝するには、1500万円を要する。本件訴えにおいては、その一部2万円の支払を求める。

ウ 上記(1)エは、別紙記載第2の3のとおり、原告に対する不法行為であり、これによる原告の恐怖及び屈辱を慰謝するには、1500万円を要する。本件訴えにおいては、その一部2万円の支払を求める。

エ 上記(1)クは、別紙記載第2の4のとおり、原告に対する不法行為であり、これによる原告の恐怖及び屈辱を慰謝するには、1500万円を要する。本件訴えにおいては、その一部2万円の支払を求める。

オ 上記(1)ケは、別紙記載第2の5のとおり、原告に対する不法行為であり、これによる原告の恐怖及び屈辱を慰謝するには、1500万円を要する。本件訴えにおいては、その一部1万円の支払を求める。

カ 上記(1)コは、別紙記載第2の6のとおり、原告に対する不法行為であり、これによる原告の恐怖及び屈辱を慰謝するには、1500万円を要する。本件訴えにおいては、その一部1万円の支払を求める。

(被告の主張)

(1) 原告の主張(1)の事実のうち、①平成28年6月6日、宛名を警視総監、差出人を原告とする検査要求と題する文書が警視庁本部に配達されたこと、警視庁において当該文書の記載内容に係る検査をしていないこと（ク関係）、②警視庁総務部広報課佐藤賢二巡査部長が、平成29年10月2日、原告と甲第6号証に記録された内容の通話をしたこと（ケ関係）、③警視庁警務部人事第二課西方信太郎主事が、平成29年10月3日頃、原告と甲第7号証に記録された内容の通話をしたこと、当該通話の後、原告に対して連絡をしていないこと（コ関係）は認める。警視庁の警察職員が原告の叔母を殺害した事実、原告に対し生命への無言の脅迫をした事実（ウ関係）は否認する。その余の事実は知らない。

(2)ア (原告の主張(2)ア及びウからカまで関係)

国家賠償法所定の違法性が認められるためには、その前提として、法律上保護されるべき利益が侵害されたことを要するところ、犯罪の検査は、国家及び社会の秩序維持という公益を図るために行われるものであって、犯罪被害者の被侵害利益又は損害の回復を目的とするものではなく、犯罪被害者が検査によって受ける利益は、公益上の見地に立って行われる検査によって反射的にもたらされる事実上の利益にすぎず、法律上保護された利益ではないから、犯罪被害者は、検査機関による検査が適正を欠くことを理由として、同法に基づく損害賠償請求をすることはできない。

上記をおいても、本件被害届及び検査要求と題する文書の内容はおよそ犯罪事実の申告ということはできず、何らかの犯罪があったとは認められないところ、これらを被害届として受理せず検査をしなかったとしても、国家賠償法上違法と評価されるものではなく、適正を欠くものでもない。

原告は、趣旨が判然としないものの、警視庁の警察職員が原告に対して無言の脅迫をした等と主張するようであるが、本件被害届等に対する一連

の対応に何ら違法又は不適正な点はないから、原告に対する脅迫等と評価されるものではなく、佐藤賢二巡査部長及び西方信太郎主事の対応についても、原告の真相究明の訴えを隠ぺいする意図で行われたものではない。原告の主張は失当である。

イ (原告の主張(2)イ 関係)

警視庁の警察職員が原告の叔母の死亡に関与した事実はない。原告は、警視庁の警察職員の関与について具体的な主張立証をせず、不法行為の原因となる職務行為を特定することができない。原告の主張は失当である。

第3 裁判所の判断

1 原告の主張(1)ア及びイ並びに(2)アの点（本件被害届の無視）について

(1) 犯罪の捜査は、直接的には、国家及び社会の秩序維持という公益を図るために行われるものであって、犯罪の被害者の被侵害利益又は損害の回復を目的とするものではなく、被害者が捜査によって受ける利益自体は、公益上の見地に立って行われる捜査によって反射的にもたらされる事実上の利益にすぎず、法律上保護される利益ではない（最高裁判所平成元年（才）第825号平成2年2月20日第三小法廷判決・裁判集民事159号161頁、最高裁判所平成16年（受）第2030号平成17年4月21日第一小法廷判決・裁判集民事216号579頁参照）。犯罪被害者等基本法及び犯罪被害者等の権利利益の保護を図るために刑事手続に付隨する措置に関する法律の制定、刑事訴訟法の改正による公判手続における被害者参加制度の創設、被害者等通知制度の実施等、近時の犯罪被害者等保護法制の整備の動向を考慮しても、被害者が捜査によって受ける利益が法律上保護されるに至ったと解することはできない。

(2) ところで、本件被害届には「お読みいただいた後、本件の対応方針について一ヶ月以内に書面でご回答ください。」との記載があったと推認される（甲1、弁論の全趣旨）が、上記(1)に説示したところに照らせば、本件被害届が

平成21年1月20日に警視庁に配達されたからといって（甲2，3），警視庁が，原告に対し，原告指定の回答期限までに回答する義務を負うと解すべき理由はなく，警視庁が回答をしなかったことによって，原告の法律上保護される利益が害されたとも認められない。

(3) さらに，本件被害届が警視総監宛であったこと，原告のいう「包囲網」に関連すると思われる，了解困難な諸事情が列記されたものであったこと（甲1，弁論の全趣旨）からすると，原告の引用する裁判例（宇都宮地方裁判所平成13年(ワ)第199号。甲9の1行目に「平成30年」とあるのが「平成13年」の誤記であることは当裁判所に顕著である。）の説示するところや原告の主張する犯罪捜査規範61条，65条の内容を考慮しても，警視庁の警察職員がした本件被害届の取扱いに違法があったと評価することはできない。原告の主張する憲法の諸規定等を考慮しても，同様である。

なお，本件全証拠を総合しても，「包囲網」の存在を認めるに足りない。

(4) 以上のとおりであるから，原告の主張を採用することはできない。

2 原告の主張(1)ウ及び(2)イの点（原告の叔母の殺害）について

(1) 本件全証拠を総合しても，警視庁の警察職員が原告の叔母太田まり子の死亡に関与した事実は認められない。

(2) 太田まり子の死亡については，平成25年法律第86号による改正前の刑法211条2項本文に該当する事実，道路交通法117条2項，1項，72条1項前段に該当する事実及び同法119条1項10号，72条1項後段に該当する事実を認定し，被告人伊勢崎友信を懲役2年6月に処した判決が確定しているところ（さいたま地方裁判所平成21年(わ)第474号自動車運転過失致死，道路交通法違反被告事件）（甲10，弁論の全趣旨），当該判決を記載した調書（甲10），当時の新聞記事（甲4），事件現場の写真（甲11）及び原告と廣橋絹代（太田まり子の妹）とのやりとり（甲12）を検討しても，上記判決の内容に誤りがあるとは窺えない。原告の主張する別紙

記載第2の2の第四AからIまでの事情を考慮しても、同様である。

(3) その他原告の主張する別紙記載第2の2の第一から第三まで及び第五は、
いざれも採用の限りでなく（第一につき上記1、第三につき下記3参照）、
警視庁の警察職員が、太田まり子の死亡に關与して、原告に対し、原告の生
命への無言の脅迫その他何らかの違法行為に及んだとは認められない。

(4) 以上のとおりであるから、原告の主張を採用することはできない。

3 原告の主張(1)エ及び(2)ウの点（サワダの対応）について
弁論の全趣旨によれば、原告とサワダとの間のやりとりの詳細は必ずしも明
らかではないが、おおむね前記第2（原告の主張）(1)エのような事実があつた
ものと認められる。しかし、前記1に説示したところからすれば、サワダが、
原告の法律上保護される利益を侵害したとは認められず、原告の主張を採用す
ることはできない。

4 原告の主張(1)ク及び(2)エの点（検査要求文書の無視）について
被告は、平成28年6月6日に宛名を警視総監、差出人を原告とする検査要
求と題する文書（甲5参照）が警視庁本部に配達されたこと、警視庁において
当該文書の記載内容に係る検査をしていないことを自認する。しかし、前記1
に説示したところからすれば、上記のような警視庁の対応が、原告の法律上保
護される利益を侵害したとは認められず、原告の主張を採用することはできな
い。

5 原告の主張(1)ケ及び(2)オの点（サトウの対応）について
被告は、警視庁総務部広報課佐藤賢二巡査部長が、平成29年10月2日、
原告と甲第6号証に記録された内容の通話をしたことを自認する。しかし、そ
の内容を検討しても、佐藤賢二が原告に対して「虚偽や詭弁を用い」たとは認
められず、前記1(1)に説示したところからすれば、佐藤賢二が、原告の法律上
保護される利益を侵害したとは認められない。原告の主張する警察法2条等を
考慮しても、同様である。

したがって、原告の主張を採用することはできない。

6 原告の主張(1)コ及び(2)カの点（ニシカタの対応）について

被告は、警視庁警務部人事第二課西方信太郎主事が、平成29年10月3日頃、原告と甲第7号証に記録された内容の通話をしたこと、当該通話の後、原告に対して連絡をしていないことを自認する。しかし、その内容を検討しても、西方信太郎が、原告との間で、原告からの要請に対する回答に関し、法的拘束力が認められるような約束をしたと認めるに足りず、前記1(1)に説示したところからすれば、西方信太郎が、原告の法律上保護される利益を侵害したとは認められない。

したがって、原告の主張を採用することはできない。

7 結論

以上によれば、原告の請求は、原告の主張する根拠法令（前記第2（原告の主張）(2)参照）のいずれに基づいたとしても、理由がない。

よって、原告の請求をいずれも棄却することとし、主文のとおり判決する。

前橋地方裁判所民事第2部

裁判官

菅家忠行

第1 前堤事項(包括的反論)

1 不法行為は、捜査しなかったことではなく、無視したことです

勝手な読み替えは許しません。そもそも行為の段階が違います。

2 被告が掲示した判例は、本件とは異なるケースなので、失当です

まず、私の場合は完全に無視された、故意又は過失のケースですが、掲示の判例は違います。

次に、私は切迫した生命の危機を訴えていましたが、掲示の判例は違います。

なお、不買運動による生活難と、危険運転による脅威の両面から、生命の危機です。

3 本件は、反射的利益ではなく、法律上保護された利益の侵害です

反射的利益と言えるのは、正当業務行為の場合だけです。

本件は故意又は過失であり、生命に対する権利の侵害であり、正当業務行為ではありません。

この判例は、例外について舌足らずであり、甲9の判例こそが、その真意と思われます。

第2 不法行為の再定義

1 私が、2009.1.19に、東京都練馬区豊玉北6-4-2所在の練馬郵便局から東京都千代田区霞が関2丁目1番1号所在の警視庁本部の警視総監宛に送った、2009.1.18付被害届を、警視庁の被疑者及び人数不詳1が、無視したことは、以下のAからEの通り、不当です。

A 理由を告知しない不当な受付拒否であり、無条件に違法であり、差別です

まず、「およそ犯罪事実の申告とはいえないから無視した」旨の被告の答弁は、過失相殺の抗弁にも、違法性阻却事由にも、成り得ません。

被告の主張を容認するつもりは毛頭ありませんが、たとえもし仮に、本当にそうであったとしても、届出人にその旨を告知しなければ、無条件に、理由を告知しない不当な受付拒否(犯罪捜査規範61、65条)に当るからです。

そもそも、警察法や犯罪捜査規範や刑事訴訟法などに警察の職責が規定されている趣旨は、このような恣意的な権力の濫用を抑止する為だと思います。

同時に、このように警察が恣意的に被害届を無視すれば、被害届を出す意味が無くなること

から、差別的取扱であることも自明であり、その証拠に、過去に同様の事例は無いはずです。
また、この被害届や内容証明の、取扱記録(紛失ではないこと)が示されていません。

B 無視できるはずがない内容なので、結果回避義務違反です

この被害届の趣旨は、不特定多数による不買運動による被害、つまり、私の生命と財産への無言の脅迫の摘発でした。

特に、(3 頁)日常的な顔パス(つまり拳手した乗客の逃亡)は、単発でも極めて稀有な現象であり、(5 頁)私の出番日と連動してタクシー会社の平均売上が落ちた現象も、これを裏付けており、総合すれば、(冒頭頁)肖像権の侵害に基づく風評被害・営業妨害、「一億人の犯罪」による被害、に疑いの余地は無く、このデータを押さえるだけで確信できたはずです。

このデータこそは、包囲網にとってのアキレス腱であり、不都合な真実だったのです。

包囲網はやがて、この連動現象を解消する為に、引き籠り(夜の街に出歩かない)運動を展開しましたが、これが当時の首都圏の夜の街全体を直撃し、大恐慌に陥れました。

このことを示す経済指標はいくつもあると思いますが、少なくとも、首都圏の20万台の全タクシーの平均売上も、私の出番日と連動しておりました。

私の被害の性質上、具体的犯罪事実は特定できませんが、被疑者不特定多数であることは冒頭頁に明記してありますし、訴えた被害が実在することは否定しようありませんから、信じないことに合理性は無く、見落としたのであれば、少なくとも過失です

平易な日本語で書いてあるのに、どこがどう、わからないのか、摘示が必要です。

それに、捜査の端緒は具体的犯罪事実だけに限定されてはおりません。

犯人を連れてくれば手錠を付けてあげるよ、というような対応が許されるはずはないのです。

訴えた被害の継続という結果に対する、警察法2条(個人の生命、身体、財産の保護、犯罪の予防)への違反、ないし、警察の職責による予見可能性に基く、結果回避義務違反です。

言い換えると、当り前(主要な確率要素)の蓋然性を無視したことは経験則違反であり、そのまま判断したことは論理則違反です。

C 冒頭頁に明記した回答期限を無視したことは、著しい信義則違反です

D その他の違法性

事実認定の誤りであり、職務上の故意または過失による、自決権(自由権規約1条、憲法13条)や、生命に対する権利(憲法13条)や、適正な手続を受ける権利(憲法13条)等の侵害であり、それによる、平等権(憲法14条)の侵害であり、信義則(民法1条2)違反や公序良俗(民法90条)違反であり、不法行為です。

E 警視庁の加害の意図を極めて強く暗示しています

このような被害届を、警察が、完全に無視することは、既述の通り、その違法性があまりにも自明であるがゆえに、本来有り得ない選択なので、当り前の刑事的観点として、加害の意

図を極めて強く暗示しています。

その加害の意図は、やがて叔母の変死によって明らかとなりました。

以上のような不当な対応により、原告は精神的に著しい恐怖と屈辱を受けました。

これを慰謝するには 1,500 万円を要するところ、今回はそのうち 2 万円を請求します。

2 警視庁の被疑者及び人数不詳 2 が、2009. 2. 20(1 の被害届の回答期限日当日)の午前 6 時 20 分頃、さいたま市中央区桜丘二丁目の国道 17 号の交差点付近における、私の叔母の大田まり子の殺害(埼玉県警が轢逃げ事故に偽装)に関与し、「先の被害届を忘れなければ、この叔母のように殺すぞ」という意図の、私の生命への無言の脅迫を行ったこと

既述のような状況で、夜の街の住人達からの逆恨みが昂じた結果、この運動データの口封じの為に、脅迫殺人が起きたものと思われます。

これを、警視庁の関与による脅迫殺人だと思う理由は、

第一に、既述のような被害届を、警察が、完全に無視することは、その違法性があまりにも自明であるがゆえに、本来有り得ない選択なので、警視庁による加害の意図を極めて強く暗示していること(恣意性 99. 999999%以上)

第二に、まさしくその被害届の回答期限日当日に、私の叔母が変死したこと(99. 80%以上)
これらにより、既述の加害の意図が明かされたこと、また、そのいずれも極めて稀有な人為現象なので、確率的に偶然には重なり得ないことから、被害届との因果関係による殺人と、警視庁の関与が、当たり前に、推定されます。(恣意性 99. 9999999%以上)

つまり、「先の被害届を忘れなければ、この叔母のように殺すぞ」という無言の脅迫です。
同様の状況設定のドラマや小説も多いので、誰でも、条件反射的にそう感じるはずです。

第三に、サワダ警官が脅迫殺人の真相究明の要請を無視したこと(99. 00%以上)

第四に、叔母の轢逃げ事故の、以下の不審の数々(99. 9999999%以上)

これらは主に、前橋地裁 H30 ワ 413 慰謝料請求事件で判明しました。

A 事故現場の手前が、飛び切り見通しの良い、長い直線であること(甲 11)(99. 99%以上)

叔母の姿が、視界の中央部に入り続けていたはずなので、見落とすことなど在り得ません。

B 卷き込みでもないのに、死亡に至っていること(90. 00%以上) 左折直後です

C 司法解剖が実施された経緯が不審であること(90. 00%以上)

大田まり子の妹で、公判にも出席した、私の叔母の廣橋絹代の話では、検察官が遺族に司法解剖の許可を求めるに際し、「他殺か病死の可能性も在るので、解剖させてほしい」と言つたそうです(甲 12 反証書)。

つまり、その時点では、交通事故だとする直接的証拠は無かつたと思われます。

また、埼玉県警の「交通事故の死因を特定する為」との答弁と大きく喰い違っています。

埼玉県警は、通夜に参加した私(有名人)の姿を認めて初めて、大田まり子が私の親戚であることに気付き、そこから隠蔽に転換した疑いが在るのです。

D 決め手のはずの映像を、公判の証拠にしていない不審(99. 00%以上)

殺人を示す決定的な映像を隠蔽しているものと思われます。

E 轢逃げ事故として当り前の物証の存否が不明(90. 00%以上)

外傷が頭部だけで、胴体部や自転車が無傷だったのは、轢逃げ事故として極めて不審です。真犯人が、側道上で撲殺した疑いが在ります。

- ・本当に交通事故か?
- ・叔母を側道まで運んだのは事実か?
- ・雇われ犯ではないのか?

F 轰逃げ犯の行動の必然性の有無(99.00%以上)

- ・待ち伏せの疑い 叔母の自宅または現場付近での不審な停止状態は無いか?
- ・この時間帯に、この交差点で、左折する必要は在ったか?
- ・事故車両の運行記録(タコメーターなど)とは、辻褄が合うか?

G 故意ではないとする証拠の存否が不明(99.00%以上)

- ・ブレーキ痕の位置は?
- ・衝突時のスピードは?
- ・ブレーキのタイミングは適切か?

H この事故のその他の事件性(90.00%以上)

- ・金曜の朝の副都心の17号線上の交差点で、目撃者が出ない不審 共謀による迂回の疑い

I 轰逃げ事故の公判(甲10)の不審 故意の疑いを一切排除(99.9999999%以上)

在り得ないことであり、刑事司法三機関の共謀による隠蔽と断定できます。

第五に、恣意性一覧表や被害届2018が示唆する、後続事件との関連性(99.9999999%以上)

いずれも実質的な、一貫した無視であり、警視庁が隠蔽した包囲網による加害です。

この不法行為により、原告は精神的に著しい恐怖と屈辱を受けました。

これを慰謝するには1,500万円を要するところ、今回はそのうち2万円を請求します。

3 警視庁東村山警察署(東京都東村山市本町1丁目1番地3)のサワダが、2009.3.3午後、同署において、私が行った二つの要請(包囲網の摘発と脅迫殺人の真相究明)を、その後不当に無視したこと(99.99%以上)

これは、約一週間前にサワダに電話予約したうえで、往訪したものです。

これだけでも、当たり前に、巨大不祥事であり、人権侵害です。

私が、当たり前に、警視庁に抗議すべき立場に在ったことは、誰でもわかるはずです。

私は、サワダの風貌を記憶しているので、人物を特定できます。

また一般論として、人は虚偽告訴罪を背負ってまで嘘はつきません。

さらに、他の不法行為との一貫性からも、これも無視であることがわかると思います。

この不法行為により、原告は精神的に著しい恐怖と屈辱を受けました。

これを慰謝するには1,500万円を要するところ、今回はそのうち2万円を請求します。

4 警視庁の被疑者及び人数不詳3が、2016.6.6に、私が前橋中央郵便局(群馬県前橋市城東町1-6-5)から東京都千代田区霞が関2丁目1番1号所在の警視庁本部の警視総監宛に送付した、捜査要求の旨の内容証明便(甲5)を無視したこと

警視庁と埼玉県警には、全く同じ文面でした。

不当性は、理由を告知しない不当な受付拒否と、事件性の無視(結果回避義務違反)です。

この不法行為により、原告は精神的に著しい恐怖と屈辱を受けました。

これを慰謝するには1,500万円を要するところ、今回はそのうち2万円を請求します。

5 警視庁広報課広聴担当サトウが、2017.10.02 13:49(甲6反証書)、私の自宅(群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1)から警視庁本部への通話において、私が既述の脅迫殺人の事件性を訴え、内部牽制を求めたのに、虚偽や詭弁を用いて、それを根拠無く無視したこと

監察室には取次ぐ窓口が無いとの発言や、サワダ警官への脅迫殺人の真相究明の訴えを無視したことが犯罪にはならないとの発言は、明らかに虚偽であり、また前者は差別的取扱いであり、それによる実質的に不当な受付拒否であり、信義則違反です。

なお、内部牽制の要請とは、倫理規則や警察法2条や刑事訴訟法239条2から導かれると考えます。

この不法行為により、原告は精神的に著しい恐怖と屈辱を受けました。

これを慰謝するには1,500万円を要するところ、今回はそのうち1万円を請求します。

6 警視庁・人事二課・ニシカタが、2017.10.03 10:33(甲7反証書) 私の自宅から警視庁本部への通話において、私が既述の脅迫殺人の事件性を訴え、内部牽制を求めたのに、また、既述3のサワダの特定を要請し、同月中に何らかの回答を約したにもかかわらず、その後この約束を反故にしたこと

これは差別的取扱いであり、それによる実質的に不当な受付拒否であり、信義則違反です。

この不法行為により、原告は精神的に著しい恐怖と屈辱を受けました。

これを慰謝するには1,500万円を要するところ、今回はそのうち1万円を請求します。

第3 法令の摘示

犯罪捜査規範（被害届の受理） 第61条

警察官は、犯罪による被害の届出をする者があつたときは、その届出に係る事件が管轄区域の事件であるかどうかを問わず、これを受理しなければならない。

同第65条 書面による告訴または告発を受けた場合においても、その趣旨が不明であるときまたは本人の意思に適合しないと認められるときは、本人から補充の書面を差し出させ、またはその供述を求めて参考人供述調書（補充調書）を作成しなければならない。

第4 貴所に、事案解明と両当事者間の証拠力の格差是正を要請します

本件は、本来、証拠を一手に握るべき捜査機関による組織的隠蔽ですから、当たり前に、当事者間に著しい証拠力の格差が在る、いわゆる現代型訴訟ですので、公平性の観点より、その格差是正を要請します。

また、国賠法上の不法行為責任の性質は、使用者責任だと思いますから、民法の類推からも、証明責任の転換が求められると思います。

貴所の事案解明責任としても、警察が保有する証拠の開示的処理を求めます。

第5 証拠の追加

甲10号から甲12号の各書証を追加し、証拠説明書（証拠申出書）を改訂します。

これは正本である。

令和2年2月17日

前橋地方裁判所民事第2部

裁判所書記官 冬木

